

杉並区バドミントン連盟

規 約

第 1 章 総 則

第 1 条<名称>

本連盟は、杉並区バドミントン連盟と称する。

第 2 条<事務所>

本連盟の事務所は、会長宅に置く。

第 3 条<目的>

本連盟は、区内バドミントン競技を総括代表することをもって、バドミントン競技の健全なる普及発展と区民の体力向上、レクリエーション活動の増進、スポーツマンシップの養成並びに相互の親睦をはかることを目的とする。

第 4 条<事業>

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 区内におけるバドミントン競技会の開催並びに管理
公益財団法人 日本バドミントン協会（以下「日本バドミントン協会」という）、東京都バドミントン協会、杉並区、杉並区体育協会、公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団（以下「杉並区スポーツ振興財団」という）、等が行う事業への参加並びに協力
2. バドミントン競技の指導及び講習会の開催
3. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第 5 条<会員>

本連盟は、本連盟の主旨に賛同し、所定の手続きを経た者が会員となることができる。

第 6 条<加盟及び登録>

本連盟への加入は登録をもって行い、登録は個人登録である。
但し、レディース（学生以外の女性）については登録細則による。

第 7 条<登録>

日本バドミントン協会及び東京都バドミントン協会への登録は、必ず本連盟を経由して登録しなければならない。

第 8 条<退会及び除名>

会員は会長に届け出て退会することができる。
また、会員に次の行為があったときは、評議員会の議決を経て、除名することができる。

1. 連盟の秩序を乱したとき
2. 連盟の名誉を汚したとき

第 2 章 役 員

第 9 条<役員>

本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 理事長 1名

3. 常任理事 約10名
4. 理事 約30名
5. 評議員 約10名
6. 会計監事 2名
7. 必要に応じて、副会長1名、副理事長1名を置くことができる。

第10条<選出>

本連盟の役員選出は、次のとおりとする。

1. 会長及び会計監事は、常任理事会で推薦し、評議員会で承認する。
2. 理事長は、常任理事の互選とする。
3. 常任理事は、理事長が理事の中から推薦し、評議員会で承認する。
4. 理事は、会員の中から評議員会で選出する。
但し、常任理事が必要と認めるときは、理事を増員することができる。
5. 副会長は、会長が常任理事の中から推薦し、常任理事会で承認する。
副理事長は、理事長が常任理事の中から推薦し、常任理事会で承認する。
6. 評議員は、クラブ（PTA、レディース）の代表者とする。

第11条<任務>

本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときには会長の職務を代行する。
3. 理事長は、常任理事会を代表して会務を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在のときには理事長の職務を代行する。
5. 常任理事、理事及び評議員は、本連盟の業務を執行する。
6. 会計監事は、本連盟の会計及び財産を監査し、その結果を評議員会に報告する。

第12条<任期>

役員任期は2年とし再任を妨げない。

但し、補欠又は増員による役員任期は残任期間とする。

第13条<名誉役員>

- (1) 本連盟に名誉会長、顧問、相談役等を評議員会の議を経て置くことができる。
- (2) 上記の名誉役員は、本連盟の重要事項について、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会 議

第14条<会議>

本連盟の会議は、評議員会、総務会、常任理事会及び委員会とする。

第15条<評議員会>

- (1) 評議員会は本連盟の議決機関である。
定期評議員会は年2回とし、第1回評議員会で決算、規約の改廃並びに重要事項、第2回評議員会で事業計画、予算、人事について議決する。
- (2) 常任理事、理事、評議員及び名誉役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- (3) 第1回評議員会は年度終了後3ヶ月以内、第2回評議員会は年度末までに会長が召集し、その議長となる。
なお、会長が必要と認めた場合には、臨時評議員会を開催することができる。

- (4) 評議員会は役員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
但し、文書により委任された場合は出席とみなし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (5) 名誉役員及び会計監事は議決権をもたない。

第16条<総務会>

- (1) 総務会は会長、副会長、理事長、副理事長及び若干名の常任理事をもって構成し、常任理事会に提案する事項の検討をする。
- (2) 総務会は会長の承認を得て理事長が召集し、その議長となる。

第17条<常任理事会>

- (1) 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、総務会より提案された事項及び本連盟の業務で緊急を要する事項を審議、執行する。
- (2) 常任理事会は会長の承認を得て理事長が召集し、その議長となる。
- (3) 常任理事会が処理した事項については、その後の評議員会において報告し、承認を得なければならない。

第18条<委員会>

- (1) 委員会は、評議員を除く役員をもって構成し、個別の案件について検討を行う。
- (2) 委員会における個別案件の検討結果については、その後の常任理事会において報告し、その施行にあたっては、原則として常任理事会の承認を得なければならない。

第4章 経理

第19条<経費>

本連盟の経費は、次に掲げるもので充当する。

- 1. 登録料
- 2. 加盟団体の分担金
- 3. 参加料
- 4. 補助金及び寄付金
- 5. 利息及びその他の収入

第20条<会計年度>

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条<予算>

本連盟の予算は、会計年度開始前に常任理事会で編成し、評議員会の承認を得なければならない。

第22条<決算>

決算は、会計年度終了後、会計監事の審査を経て評議員会に報告し、その承認を得ることを要する。

第 5 章 雑 則

第 2 3 条<定めなき事項>

本規約に定めなき事項については、常任理事会がこれを決定し、重要と認める事項については、評議員会においてその承認を求める。

第 2 4 条<細目>

本規約施行に必要な細目は別にこれを定める。

付 則

1. 本規約は、昭和 2 8 年 2 月 1 5 日より施行する。
2. 本規約は、昭和 5 4 年 7 月 1 日より改正、施行する。
3. 本規約は、平成 8 年 4 月 1 日より改正、施行する。
4. 本規約は、平成 1 9 年 6 月 2 4 日より改正、施行する。
5. 本規約は、平成 2 5 年 3 月 3 日より改正、施行する。
6. 本規約は、令和 2 年 4 月 1 日より改正、施行する。

杉並区バドミントン連盟 登録細則

第1条<登録資格>

- (1) 本連盟の会員に登録できる者は、区内に在住、在勤及び在学する者、又は本連盟が認めた団体及び個人とする。
- (2) レディース（学生以外の女性）は団体の構成員とする。

第2条<登録申込み>

- (1) 登録は別に定める登録用紙に、必要事項を正確に記入し、登録料を添えて申し込むこと。
- (2) レディースは1団体登録とする。
レディースの登録については、年度内の変更を認めない。

第3条<登録の時期>

継続登録は前年度の3月31日までとし、新規登録は4月末日を期限とする。
但し、主催、主管大会への参加及び上部団体登録等のため、常任理事会が必要と認めた場合は臨時登録をすることができる。

第4条<審査>

常任理事会は登録の申請を受けたら、直ちに審査を行いその可否を判定する。